

# 発明の単一性 (特37条)

1. 条文とその趣旨  
(概要)
2. 第37条の要件についての判断
3. 発明の単一性の要件  
についての判断
4. 審査対象の具体的な  
決定手順 (4.1)(4.2)

テーブルコード

--	--	--

## 4.3 審査対象の決定の例

5. 第37条の要件についての判断に係る審査の進め方

6. 特定の場合における「同一の又は対応する特別な技術的特徴」の判断類型

④ 審査対象の具体的な決定手順  
まとめ

テーブルコード

--	--	--

## 第2部 明細書及び特許請求の範囲

### 発明の単一性の要件 (37条)

#### 特許出願 (37条)

二以上の発明については、経済産業省令で定める技術的關係を有することにより発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するときは、一の願書で特許出願をすることができる。

#### 特許法施行規則 25条の8

- 1 37条の経済産業省令で定める技術的關係とは、二以上の発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有していることにより、これらの発明が単一の一般的発明概念を形成するように関連している技術的關係をいう。
- 2 前項に規定する特別な技術的特徴とは、発明の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴をいう。
- 3 第1項に規定する技術的關係については、二以上の発明が別個の請求項に記載されているか単一の請求項に択一的な形式によって記載されているかどうかにかかわらず、その有無を判断するものとする。

#### 1. 概要 (第2部 第3章)

相互に技術的に密接に関連した発明について、それらを一つの願書で出願できるものとすれば、出願人による出願手続の簡素化及び合理化並びに第三者にとっての特許情報の利用や権利の取引の容易化が図られるとともに、特許庁にとってはまとめて効率的に審査を行うことが可能となる。こうした観点を踏まえ、37条は設けられたものである。

このように、37条は、出願人、第三者及び特許庁の便宜のための規定である。単一性を満たさない二以上の発明を含む出願であっても、発明に実体的な不備がなければ、直接的に第三者の利益を著しく害することにはならない。このため、37条の要件は、拒絶理由ではあるが、無効理由とはなっていない。

このような事情に鑑み、審査官は、37条の要件の判断を必要以上に厳格にすることがないように留意する。

#### 2. 発明の単一性の要件についての判断 (第2部 第3章 3.)

発明の単一性は、二以上の発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴 (STF) を有しているかどうかで判断する。

具体例①：同一の特別な技術的特徴を有している場合

「高分子化合物A」と「高分子化合物Aからなる食品包装容器」

具体例②：対応する特別な技術的特徴を有している場合

「窒化ケイ素に炭化チタンを添加してなる導電性セラミックス」と

「窒化ケイ素に窒化チタンを添加してなる導電性セラミックス」

「映像信号を通す時間軸伸長器を備えた送信機」と

「受信した映像信号を通す時間軸圧縮器を備えた受信機」

テープコード

--	--	--

### 3. 特定の場合における判断類型（第2部 第3章 6.）

- (1) 物とその生産方法
- (2) 物とその物を使用する方法
- (3) 物とその物を取り扱う方法
- (4) 方法とその方法の実施に直接使用する機械

### 4. 審査の具体的な決定手順（第2部 第3章 4.）

審査対象は、「特別な技術的特徴」と「審査の効率性」に基づいて決定する。

#### 4.1 特別な技術的特徴に基づく審査対象の決定

- (1) 特許請求の範囲の最初に記載された発明について、STFの有無を判断する。
- (2) 特許請求の範囲の最初に記載された発明が STF を有しない場合には、特許請求の範囲の最初に記載された発明の発明特定事項を全て含む同一カテゴリーの請求項に係る発明のうち、請求項に付した番号が最も小さい請求項に係る発明について、STFの有無を判断する。
- (3) 既に STF の有無を判断した請求項に係る発明が STF を有しない場合には、直前に STF の有無を判断した請求項に係る発明の発明特定事項を全て含む同一カテゴリーの請求項に係る発明のうち、請求項に付した番号の最も小さい請求項に係る発明を選択して、STFの有無を判断する。
- (4) 手順(1)～(3)において、STFが発見された場合には、(i)それまでに STF の有無を判断した発明、及び(ii)発見された STF と同一の又は対応する STF を有する発明を審査対象とする。STFが発見されなかった場合には、(i)それまでに STF の有無を判断した発明を審査対象とする。

#### 4.2 審査の効率性に基づく審査対象の決定

審査官は、審査対象とした発明とまとめて審査をすることが効率的である発明については、審査対象に加える。審査官は、まとめて審査をすることが効率的であるか否かを、明細書、特許請求の範囲及び図面の記載、出願時の技術常識、先行技術調査の観点等を総合的に考慮して判断する。

審査官は、例えば、以下の(1)又は(2)に該当する発明は、審査対象とした発明とまとめて審査をすることが効率的である発明として、審査対象に加える。

##### (1) 特許請求の範囲の最初に記載された発明の発明特定事項を全て含む同一カテゴリーの請求項に係る発明

ただし、以下の(i)又は(ii)に該当する発明は除外してもよい。

- (i) 特許請求の範囲の最初に記載された発明が解決しようとする課題と、その発明に対して追加された技術的特徴から把握される、発明が解決しようとする具体的な課題との関連性が低い発明
  - (ii) 特許請求の範囲の最初に記載された発明の技術的特徴と、その発明に対して追加された技術的特徴との技術的関連性が低い発明
- (2) 上記 4.1 及び 4.2(1)に基づいて審査対象とした発明について審査をした結果、実質的に追加的な先行技術調査及び判断を必要とすることなく審査をすることが可能である発明

テープコード

--	--	--